

鳥取縣公報

昭和二十六年七月十日 火曜日
第二千二百二十五号

告示

◆鳥取縣告示第二百九十六号

次の者に対し兒童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三條第一項第一号の規定による保母資格証明書を交付した。

昭和二十六年七月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第二百九十七号

兒童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五條第二項による兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十六年七月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第二百九十八号

昭和二十六年初秋蚕期檢定供用繭採取立会人を次のように指定する。

昭和二十六年七月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第二百九十九号

昭和二十六年初秋蚕期檢定供用繭採取立会人

同 倉吉同 同 横山 忠治

同 村同 同 木村 活壽

◆鳥取縣告示第二百九十七号

昭和二十六年初秋蚕期檢定供用繭採取立会人

同 所 属 職 氏 名

蚕業取締所郡家支所 技師 井手野末春

◆鳥取縣告示第二百九十八号

昭和二十六年初秋蚕期檢定供用繭採取立会人

同 浜村同 同 横山 忠治

同 倉吉同 同 木村 活壽

本書ノ大キサハ國定規格A五判

所保育	種別	施設	主経営	施設の氏名	施設の長	施設在所	地	設定期員	年月日	認可
個人	個人	ア保育園	聖テレジ	ゴット、フ	東伯郡倉吉町大	三番地	六〇	昭和二十一年六月一日	昭和二十一年四月一日	可
			リード	字瀬崎町二、町大	六					
			ウォルシ	三番地	六〇					

00041

同 同 藤井 幸信

同 米子 同 同 藤田 美智明

岩美蚕業技術指導所 技師 山林 義信

八頭蚕業技術指導所 同 雇 岸本 信義

東伯蚕業技術指導所 同 雇 坂根 豊 武信博太郎

◇鳥取縣告示第二百九十九号
昭和二十六年度第二回保健婦、助産婦、看護婦試験を次のように実施する。

昭和二十六年七月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

保健婦	助産婦	看護婦
八月二十二日	昭和二十六年八月七日 午前九時より	鳥取市東町
	八月二十三日	鳥取縣會議事堂
	八月八日	
	八月九日	
	"	
	"	
	"	

二、願書提出期限と添付書類

昭和二十六年七月三十一日までに次の書類を添えて衛生部医務課に提出すること、但し郵送の場合は三十一日附の消印のあるものは受付ける。

1、願書

2、履歴書

3、戸籍抄本

4、助産婦又は看護婦各々の學術を一年以上修めた証書または、証明書 但し保健婦の場合は知事の行う五箇月養成講習会の修了証書の寫し

5、健康診断書

6、手札型寫真一葉（六箇月以内に寫した正面上半身のもの）

7、手数料（保健婦、助産婦二〇〇円 看護婦一五〇円）は現金又は小替爲で納めること。

三、願書受付けを了つた者に對しては受驗票を送付する。

四、試験に関する照会は返信料を添えること。

◇鳥取縣告示第三百号

家畜傳染病が次のとおり發生した。

昭和二十六年七月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

馬傳染	馬	患畜	頭數	発生の場所	発 生	その他の参考項目
傳染病	畜	家畜	患畜及び疑似患畜の区分	発生の場所	発 生	となるべき事項
種類	種類	似患畜	並びにその区別	又は区域	年月日	
の種類	の種類	の分並びにそ	の頭數			
馬傳染	馬	患畜	一頭	西伯郡大高村	昭和二十六年六月二十日	事
性貧血				二番地尾高一五	六月二十八日	件
				西伯郡大高村	六月二十日	件
				西伯郡大高村	五月五日	件
				西伯郡大高村	五月五日	件

◇鳥取縣告示第三百三号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條の十二の規定に基き條例の改正を認可した。

昭和二十六年七月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行ふ村 岩美郡宇倍野村
一、認可年月日 昭和二十六年六月二十八日

教育委員會規則

◇鳥取縣教育委員會規則第三号

県立学校授業料徵收條例（昭和二十二年鳥取縣條例第三十八号）第二條第二項の規定により県立學校授業料減免規則を次のように定める。

昭和二十六年七月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 東伯郡上小鴨村
一、認可年月日 昭和二十六年六月二十八日

第一條 授業料の減免を受けることのできる者は、家計

鳥取縣教育委員會委員長 安田 貞栄

県立學校授業料減免規則

困窮のために授業料の支弁が困難であると認められる者で操作、学業共に良好な者でなければならぬ。

第二條 授業料の減免を受けようとする者は授業料減免願書(様式第一号)に在学学校長の推せん書(様式第二号)および市町村長の調査書(様式第三号)を添え学校長を経て教育委員会に願い出なければならない。

第三條 授業料の減免は全額免除および半額免除とする。第四條 教育委員会は授業料減免審査委員会の審査に基き毎年その該当者を決定する。

第五條 授業料減免の期間は決定の翌月からその学年度末までとする。但し期間満了後改めて出願することができる。

第六條 授業料の減免を受けている者が次の各号の一に該当するときは、その決定を取消すことができる。

- 一、減免の必要がなくなつたと認められたとき。
- 二、日本育英学資金又は母子福祉学資金の貸与を受けたに到つたとき。

第七條 授業料減免審査委員会その他この規則の運用について必要なことは教育長が定める。

この規則は公布の日から施行し昭和二十六年四月一日から適用する。

附 則

(様式一号)

授業料減免願書

受付番号		
決定番号		
本籍地		
現住所		
氏名		生年月日
在学学校名		
課程		学年
減免を受けることとする具体的理由		

県立学校授業料減免規則第2條の規定により本学年間の授業料の減免方願出です。

昭和 年 月 日

本人 氏名
保護者連署

印

鳥取県教育委員会殿

様式第二号の(1)

00045

授業料減免推薦書

課程		学年		氏名
学長				
総合所見				
昭和 年 月 日				
学校長氏名 印				

県立学校授業料減免規則第2條の規定に基づき別紙の通り学業、性行、身体の発達記録を添付すると共に上記所見を附して推薦致します。

様式第二号の(2)

学業、性行、身体調査書

受付番号	決定番号	転入学年月日	昭和年月日	備考						
氏名	科目	入学年月日	昭和年月日	備考						
学業成績	第一学年									
	第二学年									
	第三学年									
身体状況	区分 学年	身長 cm	体重 kg	胸围 cm	ツベルクリン反応 時	授業出業日 数	席欠席時數 数	既往症 歴	身体状況見 所	備考
	第一学年									
	第二学年									
	第三学年									
所見	学校長所見									
	学業所見									
	物所見									

記載上の注意
1、学科目は実習学科目とすること。
2、成績評価は生徒指導要領を総合して5、4、3、2、1、により記入すること。

00047

(様式第三号)

受付番号	決定番号	調査書				
氏名		生年月日				
姓柄	氏名	年令	職業	勤務先	月収状況	納稅關係
家庭状況						
資産の状況						
1、耕作面積 田畠 2、所有面積 田反 烟反 山林 反 宅地坪 3、住居建坪数 4、其他						
調査員氏の名 市町村長の証明						
本調査の記載事項に誤りのないことを表明する。 昭和 年 月 日 市町村長 印						

昭和11年七月四日
印

鳥取縣公報(昭和四年四月一日) 第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市東町取川近
鳥取縣鳥取市東町取川近